

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、〇年〇月頃、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していた。
- 2 請求人は、〇年〇月〇日、就労場所である客先において、書類関係のトラブルで会社〇〇から暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は本件災害により複数の医療機関、複数の診療科を受診し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、〇年〇月〇日、本件災害を業務上と認め、C医療機関、D医療機関及びE医療機関での治療等について療養補償給付を支給又は一部支給する旨の処分を行った。

請求人は、上記医療機関以外にもF医療機関、G医療機関及びH医療機関を受診し、「う蝕、歯周炎」等と診断された。

- 3 本件は、請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 争 点

請求人に発病した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長が業務上と認めた歯の治療と同じ箇所を治療しており、療養補償給付の支給が認められるべき旨主張するので、以下検討する。

ア F 医療機関

(ア) ○年○月○日から同年○月○日までF 医療機関で治療が行われた患部のうち、左上第2歯は、同年○月○日にC 医療機関で患部の検査が行われている。右上第4歯は、同年○月○日から同年○月○日までの間、○回にわたりD 医療機関で患部の検査及び補綴治療が行われ、監督署長は、各診療分について療養補償給付を支給する旨の処分を行ったことが認められる。

(イ) そこで、F 医療機関における左上第2歯及び右上第4歯の治療内容についてみると、○年○月○日受付療養補償給付たる療養の費用請求書裏面では、それぞれ「左上第2歯う蝕第2度及び歯髓炎」、「右上第4歯う蝕第3度及び歯髓炎」と記載されている。

(ウ) なお、I 医師は、○年○月○日付け電話確認記録において、同歯科での治療は全て虫歯に対するものである旨申述している。

(エ) そうすると、診療内容を踏まえると本件請求に係る左上第2歯及び右上第4歯の傷病と本件災害との間の相当因果関係は認められないと判断する。

イ G 医療機関

(ア) ○年○月○日から○年○月○日までG 病院で治療が行われた患部のうち、左上第4歯は、○年○月○日にC 病院で患部の検査が行われている。左上第5歯は、同年○月○日にE 医療機関で破折への充填治療が行われ、監督

署長は、各診療分について療養補償給付を支給する旨の処分を行ったことが認められる。

- (イ) そこで、G医療機関における左上第4歯及び第5歯の治療内容についてみると、〇年〇月〇日受付療養補償給付たる療養の費用請求書及び診療報酬明細書では、それぞれ「左上第4歯慢性根充性歯周炎」、「左上第5歯二次う蝕によるう蝕第2度並びに左上第5歯及び左下第5歯象牙質知覚過敏症」と記載されている。
- (ウ) そうすると、診療内容を踏まえると本件請求に係る左上第4歯及び第5歯の傷病と本件災害との間の相当因果関係は認められないと判断する。

ウ H医療機関

- (ア) 〇年〇月〇日から同年〇月〇日までH医療機関で治療が行われた患部のうち、右上第1歯は、〇年〇月〇日及び同月〇日にE歯科クリニックで歯冠修復等の治療が行われ、監督署長は、同診療分について療養補償給付を支給する旨の処分を行ったことが認められる。
- (イ) そこで、H医療機関における右上第1歯の治療内容についてみると、同年〇月〇日受付療養補償給付たる療養の費用請求書では、「右上第1歯う蝕第3度処置歯」と記載されている。
- (ウ) なお、H医師は、〇年〇月〇日付け電話確認記録において、請求人の右上第1歯の傷病について、同医療機関の初診日である〇年〇月〇日の時点で、既に本件災害による受傷に関する部分は治っていると考えてよい状態であった旨申述しており、さらに、同医師作成の〇年〇月〇日付け書面において、請求人への歯科治療行為は外傷に起因するものではなく、請求人本人の私病に対する治療である旨述べている。
- (エ) そうすると、診療内容を踏まえると、本件請求に係る右上第1歯の傷病と本件災害との間の相当因果関係は認められないと判断する。

- (2) 以上を踏まえると、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、請求人の傷病の状態、診療の内容等から、請求人の傷病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

このほか、請求人のその他の主張についても一件記録を仔細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。